

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下東郷（下東郷二ヶ）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人 0 経営体

個人 1 経営体

認定農業者 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・防草シートを設置し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地が集積していく。

(別紙)

- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・環境保全の先進地視察を7年間実施している。今後も継続していく。
- ・土地改良区として、3町内で先進地視察を行っている。今後も継続していく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、用水の改修、果断と農道周辺の防草シート張り、花の植栽等を行っている。今後も継続していく。
- ・経営体育成基盤整備事業を活用し、暗渠排水路の設置、区画の拡大を行っている。
- ・花見や神社祭りを通し、地域コミュニティーの形成を図る。今後も継続していく。